相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区三方原町一五五五番地、最後の住所静岡県浜松市中区神田町一四三〇番地　県営神田団地五―三〇四　被相続人　亡　川島　逸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号　ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　英次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市玖島四五八七番地、最後の住所広島市佐伯区利松三丁目二五番七四―三号　被相続人　亡　田中　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

事務所広島市中区八丁堀四番四号エイトバレー八丁堀六〇一　高橋・山本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　紀史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市飯盛町池下三三七番地、最後の住所長崎県長崎市大浦町三番二一号大浦十三番館三一二号　被相続人　亡　井手　益代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

長崎県長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル四〇一号室　相続財産管理人　弁護士　今井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区島崎五丁目三〇番、最後の住所熊本県熊本市西区島崎五丁目三〇番三二号　被相続人　亡　本田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

事務所熊本市中央区水前寺公園八番一一号　相続財産管理人　弁護士　成瀬　公博

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年四月二十八日

一、墳墓等所在地　群馬県伊勢崎市連取町一四四〇

一、墳墓等の名称　勝念寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　松尾家　群馬県伊勢崎市韮塚町三八八番地一一　松尾マス、本籍不詳　松尾比吉、橋爪家　群馬県伊勢崎市南町六五番地　橋爪きん、本籍不詳　橋爪こう、橋爪いる、橋爪佐太郎、以下本籍全て不詳　瀧澤家　瀧澤伊平、宮澤家　宮澤勘次、篠田家　山口家　氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　群馬県伊勢崎市連取町一四四〇　宗教法人真宗大谷派勝念寺　代表役員　多賀堂龍円

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年四月二十八日

一　墳墓等所在地　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一

一　墳墓等の名称　華徳院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　死亡者の本籍は全て不詳　①小村井家　小村井せん、小村井梅吉、小村井なみ、他氏名不詳　②綿屋丸山家・渡辺家　丸山ミキ、丸山さと、丸山ツマ、丸山テツ、渡辺いち　③山口家　氏名不詳　④石川家・皆川家　皆川ムラ、石川イノ、石川アキ　⑤武内家・関口家　氏名不詳　⑥箸屋市川家　市川源三郎、他氏名不詳　⑦吉澤家　吉澤常蔵、吉澤なつ、他氏名不詳　⑧鍛冶屋山崎家　氏名不詳　⑨嶋田家　嶋田音吉、他氏名不詳　⑩伏見屋井上家　氏名不詳　⑪稲見家　氏名不詳　⑫京惣家　氏名不詳　⑬河内屋　氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一　宗教法人華徳院　代表役員　神達　知純

無縁墳墓等改葬公告

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年四月二十八日

一、墳墓等所在地　富山県魚津市印田一〇五八

一、墳墓等の名称　圓覚寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　五基

一、改葬を行おうとする者　富山県魚津市印田一〇五八　宗教法人圓覚寺　住職　安達　真隆

任意清算公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月二十八日

福岡県北九州市小倉南区葛原三丁目一三番三号　合資会社有益社　無限責任社員　藤井　安友

債権申出の公告（第二回）

当企業年金基金は、規約型企業年金へ移行することにより、平成二十七年四月一日、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定による解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

東京都中央区明石町八番一号　三機工業企業年金基金　清算人　本川　忠行

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十七年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

千葉県野田市中根三一〇番地　東京コカ・コーラ企業年金基金　清算人　遠藤　宏之

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十七年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

神奈川県海老名市上河内三三番地　コカ・コーラ セントラル ジャパン企業年金基金　清算人　遠藤　宏之

第45期決算公告

平成27年3月20日　宮城県仙台市泉区明通三丁目21番地の2

みやぎ国分株式会社

代表取締役　降幡　進

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	424	流動負債	16
固定資産	260	固定負債	164
		株主資本	491
		資本金	190
		利益剰余金	301
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	251
		（うち当期純利益）	(4)
		評価・換算差額等	13
		その他有価証券評価差額金	13
資産合計	684	負債・純資産合計	684